

故●様遺産整理のスケジュール(平成●年●月●日時点)

※被相続人の死亡日=平成●年●月●日

被相続人の最後の本籍地:●

被相続人の最後の住所地:●

●月●旬~●月●旬

●月●旬~●月●旬

●月●旬~●月●旬

●月●旬~●月●旬

相続人の確定

遺産分割方法の決定(相続税対策)

ご本人様確認・費用の回収

各機関への書類の提出・申請手続き

・被相続人の出生から死亡までの戸籍  
→事務所で取得の場合、被相続人の本籍地の情報が必要となります。

・相続税の基礎控除の範囲内か否か  
→複雑・専門的な事例の場合、税理士をご紹介します。

・予め、相続人代表の方へ金額を提示  
→現金持参・振込のいずれも可能となります。

・●法務局 ●出張所・支局

遺言書の有無、相続財産及び相続債務の調査

必要書類の種類及び通数の確定・収集

各種書類への署名・捺印

・●法務局 ●出張所・支局

■積極財産

- ・固定資産(建物・土地等)→名寄帳・権利証等で確認
- ・預貯金→通帳・電子通帳・出資金証券等で確認
- ・株式、債券等の有価証券→株券・株主名簿・信託銀行の資料等で確認
- ・車両(自動車・バイク・原付等)→車検証、車両保険の資料等で確認
- ・保険→保険証券その他保険会社発行の資料等で確認
- ・債権(貸金債権、過払金債権等)→各種債権証書・取引履歴等で確認

- ・被相続人の出生から死亡までの戸籍×●通
- ・被相続人の住民票除票(又は戸籍の附票の除票)×●通
- ・各相続人の戸籍謄本×●通
- ・各相続人の住民票(又は戸籍の附票)×●通
- ・各相続人の印鑑証明書×●通
- ・相続放棄申述受理証明書×●通

- ・手続費用の精算
- ・公的身分証明書によるご本人様確認  
→原本確認の上、写しを頂戴いたします。
- ・必要書類の回収
- ・各種書類への署名及び捺印
- ・各相続人の連絡先、書類の送り先のご確認

- ・●銀行 ●支店
- ・●銀行 ●支店
- ・●信託銀行 ●支店
- ・株式会社●生命 ●
- ・株式会社 ●

■消極財産

- ・被相続人名義の債務の存在・額の調査
- ・被相続人が保証人又は連帯保証人となっている債務の存在・額の調査
- ・被相続人の不法行為債務の有無

※各書類につき、有効期限の確認も必要となります。

※手続終了後、返却書類を発送いたします。

※被相続人が事業を営んでいた場合  
→仕入れ先への未払代金、従業員への未払給与等の存在の確認

- 信用情報機関の種類
- ・全国銀行個人情報センター(一般社団法人全国銀行協会)
- ・株式会社シー・アイ・シー(CIC)
- ・株式会社日本信用情報機構(JICC)

※相続人の中に債務超過の方がいらっしゃれば、お知らせ下さい。

- 信用情報の取得のために必要となる書類
- ・被相続人の住民票又は戸籍の附票(借入登録時の住所が確認できるもの)×●通
- ・被相続人と相続人の関係の確認の出来る戸籍×●通
- ・相続人の住民票×●通
- ・相続人の本人確認資料

☆被相続人の生前の借入れ・保証の状況が不明な場合  
→各種信用情報機関への調査の検討も必要となります。

☆消極財産の額が積極財産の額を上回る場合  
→相続放棄の手続の検討も必要となります。